

令和 7 年 度
事 業 計 画 書



公益財団法人 滋賀県交通安全協会

は　じ　め　に

令和6年の県下の交通事故情勢は、死者数は前年比で大きく減少したものの、発生件数、傷者数は増加しました。

また、高齢者が関係する事故については、発生件数、死者数、傷者数とも増加するという憂慮すべき状況となりました。。

そのため、滋賀県交通安全協会は、県民一人ひとりの交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつけ、子どもから高齢者に至る各ライフステージに合わせた幅広い交通安全活動を展開して、「交通事故のない安全、安心な滋賀」を目指して活動します。

令和7年度は、

- ① 子どもおよび高齢者の交通事故防止
- ② 歩行者および自転車の安全確保
- ③ 生活道路および交差点における安全確保
- ④ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

を活動の重点として、各地区交通安全協会と協働し、安全・安心な交通社会の実現に取り組みます。

第1 交通安全対策事業

実 施 項 目	実 施 細 目
1 交通マナーと交通安全意識を高めるための交通安全啓蒙活動の推進	1 交通安全指導および広報・啓発活動 別表の滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動で取り組む各期の交通安全運動等の推進 (1) ラジオ放送を活用した広報啓発 (2) 県協会ホームページやSNS（フェイスブック）等を活用した広報 (3) 機関紙「おうみの交通」の定期発行（年4回、約5万枚） (4) のぼり旗等の掲出およびチラシ等の配付による来庁者等に対する啓発活動 (5) 各地区交通安全協会に対する滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動の周知及び各期交通安全運動等のリーフレットの分配 2 滋賀県交通安全フェア等への参加 滋賀県トラック協会等が主催する交通安全フェアおよび各地区で開催される交通安全フェアへの参加 3 交通死亡事故多発警報等の発令時における対応策 滋賀県運転免許センターにおいて、のぼり旗等の掲出による運転免許証更新手続き者等の来庁者に対する周知徹底
2 子どもおよび高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進	1 子どもに対する交通安全対策 「交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）」による参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 2 高齢者に対する交通安全対策 (1) 高齢者交通安全教育研修会 令和7年11月に開催予定 (2) 出前式交通安全教室等の開催 各地域で開催されるイベントを利用した参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
3 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進	1 自転車事故防止活動 (1) ルールとマナーの向上 ア 自転車シミュレーター等を活用した出前型の自転車交通安全教室の開催 イ 街頭指導を通じて、「自転車安全利用五則」の周知徹底

	ウ ビワイチサイクリング者に対する交通安全指導 (2) 自転車の安全整備（ＴＳマーク）の普及促進 滋賀県自転車軽自動車商業協同組合と情報を共有して、自転車安全整備店に対して、年１回の点検整備（ＴＳ点検）の普及促進および緑色ＴＳマークの周知徹底 (3) 「滋賀のけんみん自転車保険」の加入促進 自治体と連携した各種広報啓発活動を継続し、「滋賀のけんみん自転車保険」の加入促進 (4) 交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）の資質の向上 研修会等に参加させ、自転車利用者に対する効果的な交通安全教育手法の調査研究のほか、自転車の安全利用を推進する指導員を育成
	2 自転車ヘルメット着用向上のための動画コンテストの開催 特に、通学途中の高校生の自転車ヘルメット着用率が低いことから、着用を推進するための高校生による動画コンテストを県警交通企画課と連携し開催予定
	3 交通安全子供自転車滋賀県大会の開催 令和７年７月１２日（土）、守山市民体育館において、滋賀県・滋賀県教育委員会・滋賀県警察本部・各地区交通安全協会と共催して開催予定 (1) 各地区又はブロック単位で予選大会を開催予定 (2) 県大会で優勝した小学校代表チームが出場する全国大会は、令和７年８月６日（水）東京ビックサイトで開催予定
4 全席シートベルト・チャイルドシート着用及び反射材の普及活動の推進	1 広報活動 年間を通じ、「おうみの交通」等の広報媒体を活用した広報活動の推進 2 シートベルト・チャイルドシート着用の推進 チャイルドシート普及のため、交通安全協会会員に対するチャイルドシート無料貸出しの実施 3 反射材の普及活動 県協会長および県警交通部長の連名で委嘱したファッショナブルディレクターによる反射糸を活用した反射材フェアおよび反射材ファッションショー等の開催

5 飲酒運転の根絶対策の推進	1 ハンドルキーパー運動の普及促進 広報紙等による「ハンドルキーパー運動」の県民への浸透定着化の促進 2 ラジオ放送による飲酒運転根絶キャンペーンの実施 飲酒機会の増える年末の時期に、エフエム滋賀による飲酒運転根絶のスポット放送の実施
6 二輪車事故防止のための講習会等の開催	1 二輪車安全運転講習の開催 二輪ワンデースクールの開催（年6回の予定） 2 日本二輪車普及安全協会主催の「滋賀県 Basic Riding Lesson（ベーシック ライディング レッスン）」の開催支援（年2回）
7 滋賀県交通安全活動推進センター事業の実施	滋賀県公安委員会の指定を受け、道路交通法に定める事業の実施 (1) 適正な交通方法、交通事故防止、その他交通安全に関する広報・啓発活動 (2) 交通事故等の相談 (3) 地域交通安全活動推進委員研修会の開催（令和8年2月予定） (4) 地域交通安全活動推進委員全国研修会への参加 地域交通安全活動推進委員の知見の向上を図るため、令和7年6月東京で開催予定の全国地域交通安全活動推進委員研修会に参加
8 交通安全功労者・団体及び優良運転者等に対する表彰の適正具申	1 県下および近畿管区表彰 (1) 県協会長単名表彰 (2) 警察本部長・県協会長連名表彰 (3) 交通栄誉章（「緑十字銅章」）全日本交通安全協会会長単名表彰 (4) 近畿管区警察局長・近畿交通安全協会協議会長連名表彰 2 全国表彰 (1) 交通栄誉章（「緑十字金章」、「緑十字銀章」） 警察庁長官・全日本交通安全協会長の連名表彰 (2) 全日本交通安全協会会長単名表彰 ○ 交通安全優良団体 ○ 交通安全優良学校 ○ 優良交通安全協会 3 管区内優良職員表彰 近畿交通安全協会協議会長表彰

9 交通安全推進大会の開催	令和7年滋賀県交通安全推進大会の開催（県・県警・安協・安管の共催） (1) 日時 令和7年9月12日（金）午後1時30分から（予定） (2) 場所 守山市 守山市民ホール
---------------	--

第2 地区交通安全協会独自の交通安全対策事業への支援

実 施 項 目	実 施 細 目
地域に密着した交通安全啓発活動への支援	地域ぐるみの交通安全活動を積極的に展開し、交通事故のない地域社会の実現を目指す活動を推進する各地区交通安全協会に対して、活動交付金を交付し、全面的に支援 1 子どもおよび高齢者の交通事故防止 2 歩行者および自転車の安全確保 3 生活道路および交差点における安全確保 4 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 5 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

第3 受託事業

実 施 項 目	実 施 細 目
1 運転免許関係業務	運転免許関係事務に関する事務委託仕様書に基づく業務 「免許事務処理要領」に基づき、運転免許センター、同米原分室および各警察署において、適正に実施
2 自転車安全利用指導業務	「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に規定される「自転車安全利用指導員」による自転車交通安全教育および自転車の安全で適正な利用（自転車損害賠償保険等の加入も含む。）に関する広報啓発を実施

第4 収益事業

実 施 項 目	実 施 細 目
1 警察関係事務手数料	1 運転免許更新者、運転免許申請者および高齢者講習受講者並び

の収入証紙売りさばき及びキャッシュレスによる徴収事業	に行政処分者講習受講者等の利便を図るための運転免許センター、同米原分室および各警察署において警察関係事務手数料の収入証紙の売りさばき及びキャッシュレスによる徴収事業を実施
3 運転免許申請用写真事業	2 安全運転管理者講習会場および副安全運転管理者講習会場における警察関係事務手数料収入証紙の臨時売りさばき及びキャッシュレスによる徴収事業 運転免許センター（自動証明写真機）、大津、草津、守山、近江八幡、東近江、彦根の各警察署における国外運転免許申請者等を対象とした証明写真の作成事業
4 運転免許証郵送事業	1 更新運転免許証および運転経歴証明書の郵送依頼を受け、運転免許証等の指定場所への郵送事業 2 経由更新（本県および他府県受付）申請者の依頼を受け、申請者の居住地の交通安全協会への免許証郵送申込書の発送および本県で作成交付された運転免許証の指定場所への郵送事業
5 物品販売・斡旋事業	1 交通安全グッズ、交通安全教材等の販売・斡旋事業 2 講習教本の販売事業（予定） (1) 更新時講習 一般競争入札により、滋賀県と単価基本契約を結び、全国交通安全協会編集・発行の「わかる身につく交通教本」を販売 (2) 高齢者講習 一般競争入札により、滋賀県と単価基本契約を結び、全国交通安全協会編集・発行の「高齢者のための交通教本」を販売

第5 協会活動への理解、支援を深める諸活動

実 施 項 目	実 施 細 目
1 評議員会、理事会等の開催	1 評議員会の開催 当協会の事業計画、収支決算等重要案件を審議するための評議員会の開催 2 理事会の開催 当協会の業務の執行を決定し、円滑な推進を図るための理事会の開催

	3 地区会長会の開催 各地区の連携を図るための「地区会長連絡会議」を開催 4 業務執行役員会議の開催 当協会の円滑かつ効率的な業務執行を行うため、定期的に業務執行役員会議を開催
2 情報開示の実施	活動の透明性を確保し公益財団法人としての活動に理解と協力を得るため、県協会のホームページ及びフェイスブックを随時更新又は刷新するとともに、協会の組織や活動状況、財務状況を公開
3 個人情報の取扱い	県協会規定の遵守による日常取扱う個人情報の適正な管理の徹底
4 職員研修の実施	職員の能力、技能、職務倫理の向上および法令遵守を徹底するため、窓口職員を対象とする研修会を年1回以上開催、また関係機関団体等が開催する研修会への積極的な参加
5 会員拡大活動の推進	1 免許更新申請者等に対する親切な接遇 更新窓口業務の親切・丁寧・迅速化を推進するとともに、交通安全協会の活動への理解を得るため、入会案内や掲示板等を見直すなど、来庁者の立場に立った受付案内体制づくり 2 会員特典制度の周知徹底 会員特典「チャイルドシートの無料貸し出し」および「入院見舞金制度」等、メリットある会員特典制度について、県協会のホームページや各種広報媒体活用による周知徹底 3 入会費のキャッシュレスによる徴収 交通安全協会の入会者に対して、これまでは現金により入会費の徴収を行っていたが、警察事務手数料のキャッシュレス化に併せて、入会費についてもキャッシュレスを導入 4 会員特典制度の拡充 会員拡大を図るための新たな会員サービスとして、「協力団体(者)からのサービス提供」等の拡充 5 積極的な広報活動 交通安全協会の活動を積極的にPRして交通安全協会に対する理解を深め協力を得るため、免許更新時の機会を利用した会員獲得のための声かけ活動および啓発チラシ並びに情報掲示板の活用等による会員拡大活動の実施 6 県下統一の事業 県下統一の交通安全対策事業として、黄色い安全傘を県内すべ

	ての小学校、養護学校等の新1年生約13,000人に対して配布
6 組織体制の確立	1 健全な組織体制の確立 事務負担等に応じた職員の適正な配置及び処遇を推進し、事務の合理化、効率化を図るため各事務所とのネットワークの活用 2 活動を支える人材の育成 地域に根ざした交通安全活動を積極的に推進するため、時代に適合した活動の検討と人材の育成
7 勤務意欲の向上	各種働き方改革を推進し、明るく風通しの良い職場環境を構築するとともに、職員の士気高揚と勤務実績の向上を図るため、成績優良事務所に対する積極的な顕彰を実施

別表

1 年度を通じて実施する運動

運 動 名
横断歩道利用者ファースト運動
近江路交通マナーアップ運動
高齢者「三方よし」運動
前照灯早め点灯運動

2 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（日）～4月15日（火）
夏の交通安全県民運動	7月15日（火）～7月24日（木）
秋の全国交通安全運動	9月21日（日）～9月30日（火）
年末の交通安全県民運動	12月1日（月）～12月31日（水）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	令和8年3月15日（日）～4月15日（水）

3 交通安全強調日（月）

名 称	実施日（月）	備 考
交通安全啓発日 自転車安全利用日	毎月1日	1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
近畿交通安全日 高齢者交通安全の日	毎月15日	
シートベルト・チャイルドシート 着用啓発日	毎月20日	20日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
横断歩行者利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日	毎月25日	25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日
ノーマイカーデー（公共交通機関利用促進日）	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日	
自転車安全利用月間	5月（1か月間）	自転車の安全利用啓発活動を実施
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（木） 9月30日（火）	